# (一社)日本惣菜協会 正・賛助・協力会員企業様
# 特別出展プランのご案内

**九州最大級！小売・中食・外食業界の販路拡大をする為の商談展示会**

FOOD STYLE in Fukuoka内にて日本惣菜協会 正・賛助・協力会員企業様への特別出展プランをご用意いたしました。ぜひ出展をご検討ください。

**申込期限：2020年7月31日(金)**

# 開催概要

**開催名** FOOD STYLE in Fukuoka

**会場** マリンメッセ福岡

**会期** 2020年11月11日(水)12日(木)
10:00～17:00(予定) 最終日は16:00まで

**主催** FOOD STYLE実行委員会

**後援・協力** 九州経済産業局、九州農政局、九州農業成長産業化連携協議会、九州地域バイオクラスター推進協議会、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、(一社)九州経済連合会、九州商工会議所連合会、福岡県商工会議所連合会、佐賀県商工会議所連合会、長崎県商工会議所連合会、熊本県商工会議所連合会、大分県商工会議所連合会、（一社）宮崎県商工会議所連合会、沖縄県商工会議所連合会、ジェトロ福岡、(独)中小企業基盤整備機構 九州本部、(公財)福岡県中小企業振興センター、(一社)日本百貨店協会、(一社)日本弁当サービス協会、(公社)日本給食サービス協会、(一社)日本惣菜協会、(公社)福岡県栄養士会、(一社)全日本司厨士協会、(一社)日本厨房工業会、(一社)日本ジビエ振興協会、(一社)全日本・食学会、(一社)日本外食品流通協会、(一社)日本物流システム機器協会、(一社)日本運搬車両機器協会、(一社)日本3PL協会、(公社)福岡県食品衛生協会、NPO法人 繁盛店への道（順不同）

※後援・協力はFOOD STYLE2019 実績となります

**【出展の申込み・問合せ先】 昨年の様子や詳しい詳細については下記までご連絡ください**


FOOD STYLE実行委員会（株式会社イノベント内）

東京都港区南青山3-1-31 NBF南青山ビル2F TEL： 03-6812-9423 / FAX：03-5413-8830

E-mail：foodstyle@innovent.co.jp HP: https://www.foodstyle-japan.com/


**最新情報は公式ホームページへ！** FOODSTYLE 検索

# FOOD STYLEとは

（画像は前回の様子となります）

九州や全国の食品・食材、飲料や設備・システム・サービスなどを扱う出展者とそれを仕入れたい小売・中食・外食業界の方へむけた年に一度の食の商談展示会です。今後の反転攻勢へむけてぜひこの場をご活用ください。

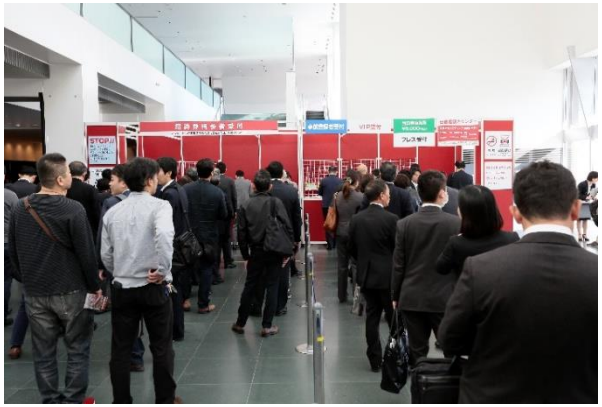

前回は2日間にて14,568名の小売・中食・外食業界の業界関係者が来場され、日本惣菜協会九州支部のご協力のもと、そのブースでは下記の3つのテーマを実施し、食の課題・多様化するニーズにお応えする企画として様々な業態・業種の方に向けた情報発信の場を創出しました。

## 環境にやさしい容器提案コーナー

## お弁当お惣菜メニュー提案CUP

## 東京派？福岡派？ デパ地下 大人気弁当展示コーナー

# 出展募集要項［日本惣菜協会 九州支部ブース］

【ご出展条件】

〇日本惣菜協会 正・賛助・協力会員企業様のみ
　お申込みいただける特別プランとなります

〇ご出展エリアは日本惣菜協会九州支部ブース内となります

〇エリアのスペースには限りがございます
　お早めにお申し込みください

【１小間仕様】

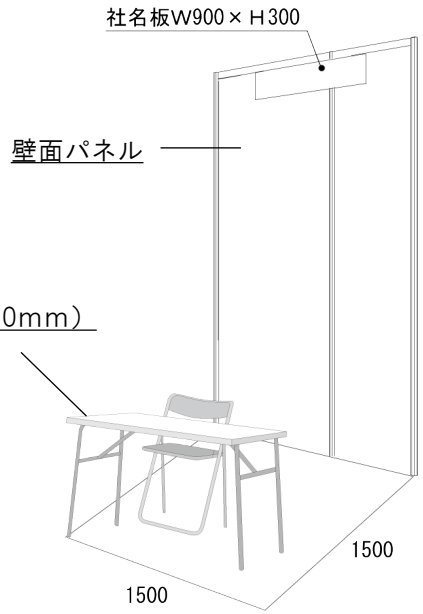


※隣接する小間との
仕切り壁はありません。

【ブース仕様】

〇スペースサイズ（間口1.5m×奥行1.0m）

〇テーブル１台（1200m×600mm）

〇イス１脚

〇社名板１枚（W900mm×H300mm）

〇背面パネル

※隣接するブースとのサイドパネルはございません

※別途有料レンタル備品もございます

※電源はございませんのでご利用の場合は別途下記費用にてお申込みいただけます

容量：100V1.0KW／２口コンセント　　【電源費用】１５，０００円（税別）

※ブースイメージ

**【出展費用】１小間／５０，０００円（税別）**

# FOOD STYLE 2020 in Fukuoka

■会　期：2020年11月11日（水）・11月12日（木）■会　場：マリンメッセ福岡

# 出展申込書

**送付先**
〒107-0062 東京都港区南青山3-1-31　NBF南青山ビル2F　（（株）イノベント）
FOOD STYLE実行委員会　　TEL：03-6812-9423　FAX：03-5413-8830

太枠内をご記入下さい。1～8は必須項目です。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 申込日 | 年　月　日 |
| 2 | 会社名 | フリガナ |
| 3 | 印 | 責任者印もしくは社印 ※新規取引の場合は責任者印の捺印をお願いします。 |
| 4 | 責任者 | 役職名：　氏名：（フリガナ） |
| 5 | 展示会担当者 | 担当者：□上記と同じ　部署　役職　氏名（フリガナ） |
| | | 所在地：〒 |
| | | TEL（　　）　FAX（　　） |
| | | E-mail　@ |
| | 請求書送付先 | 会社名：□上記と同じ |
| | | 所在地：□上記と同じ　〒 |
| | | 担当者：□上記と同じ　部署　役職　氏名（フリガナ） |
| | | TEL（　　）　FAX（　　） |
| | | E-mail　@ |
| | | 備考 |
| 6 | 出展契約条項（右に必ず☑を入れてください） | □ FOOD STYLE実行委員会の定める裏面記載の「出展規約条項」について了承の上、申込みます。 |
| 7 | 会期前請求 申込小間数 | 小間　通常小間［3m×3m(9m²)］ ¥250,000 /1小間 ※スペースのみ（税別）　6小間～9小間 ¥230,000 /1小間　10小間以上 ¥220,000 /1小間 |
| | | 小間　コンパクト小間［1.5m×3m(4.5m²)］ ¥125,000 /1小間 ※スペースのみ（税別） |
| | | トライアルブースは食材、飲料以外の出展はできません。出展対象の詳細は資料をご覧ください。　団体プラン→出展対象の規制はありません。 |
| | | 小間　トライアルブース［1.5m×1.5m(2.25m²)］ ¥75,000（税別）/1小間 ※壁面パネル、社名板、テーブル1台つき　□団体以外の単独出展は、最大2小間まで　□団体プラン※小間数制限無し |
| | | こちらのプランは日本惣菜協会 正・賛助・協力会員企業様のみの出展いただけるプランとなります |
| | | 小間　日本惣菜協会ブース［1.5m×1.5m(2.25m²)］ ¥50,000（税別）/1小間 ※壁面パネル、社名板、テーブル1台つき |
| | | ※ 出展料金に関しましては、本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。 |
| 8 | 試飲・試食ガス使用 | □試飲・試食予定あり（貴社ブース内水道工事もしくは共有水道の申込が必須となります。）<br>□試飲・試食予定なし<br>□ガスの使用予定あり |
| その他・備考欄 | | ※こちらの欄はレンタル装飾、共有水道利用場の申込み欄ではございません。お申込は、別途ご案内いたします。<br>□ 日本惣菜協会ブース　¥　（税別）<br>※一部、本展示会の開催期間最終日の消費税率対象外がございます。 |

本用紙受理後、出展解約、出展面積の縮小などは右記の通りのキャンセル料が発生いたします。請求書に記載されている支払期日までに、指定振込先へお振込みくださいますようお願い申し上げます。

| 取り消し、解約の意思表示期間 | キャンセル料 |
|---|---|
| 2019年11月13日（水）～ 2020年8月10日（月） | 出展料金の50%（税別） |
| 2020年8月11日（火）　以降 | 出展料金の100%（税別） |

実行委員会記入欄　Ver 2

| 請求書発行日 | お支払期日 | 営業担当 | 受付日 | 検印 | 登録者 | 申込受付番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

2020 年 11 月 11 日(水)から 11 月 12 日(木)まで開催する FOOD STYLE 2020 in Fukuoka(以下､｢本展示会｣という)に際し､FOOD STYLE 実行委員会(以下､｢甲｣という)と本展示会出展者申込者(以下｢乙｣という)は､出展にあたり､以下の契約条項を遵守し､契約を締結する

**第1条(出展申込･契約)**

（1）本出展契約は、本出展申込書を甲が承認した時点をもって成立します。

（2）甲は、乙からの本出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を乙に発送します。
乙は、甲が請求する出展料金を甲が指定する期日までに甲に銀行振込の方法により支払わなければなりません。

（3）出展料金に関しましては、本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

**第2条(契約期間)**

本出展契約の契約期間は、前条第1項に定める成立の時から、本展示会終了後乙の甲に対する全ての金銭の支払義務の履行が完了するまでとします。

**第3条(出展スペースの使用期間)**

（1）本展示会における乙の出展規模および出展場所（以下「出展スペース」という。）については、甲が行う小間割当によって決定し、甲はこれを乙に対して通知します。乙は、かかる甲の決定に対し、異議・変更等の申し出を行うことはできません。

（2）乙による出展スペースの使用期間は、2020年11月11日（水）～11月12日(木)までとします。
但し、別途「展示会活用マニュアル」にて通知する時間帯に限られるものとします。

**第4条(乙による本出展契約の解約と変更)**

（1）乙は、甲にその旨書面で申し出て、甲の承諾を得た場合に限り、本出展契約を解約または変更する（出展面積の縮小を含む。）ことができます。この場合、甲は理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。

（2）前項に従い乙が本出展契約の解約または出展面積の減少をしようとする場合、乙は、事前に下記に定めるキャンセル料を甲に支払わなければなりません。

| 申出時期 | キャンセル料 |
|---|---|
| 2019年11月13 日（水）～2020年8月10日（月） | 出展料金の50%（税別） |
| 2020年8月11日（火）以降 | 出展料金の100%（税別） |

なお、出展料金の支払いが未了の場合のキャンセル料にかかる消費税については、本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

（3）本条第1項により、乙が本出展契約を展示会開催初日の2ヶ月以内の日に解約または変更した場合、甲が必要でないと認めない限り、乙は、自己の出展スペースに甲が別途「展示会活用マニュアル」によって定める基礎装飾を行い、本展示会の会期中、人員を1名以上配置しなければなりません。

**第5条(甲による本出展契約の解約と変更 )**

（1）甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、書面による通知により、本出展契約を解約・変更することができます。なお、甲は、理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。本展示会の会期中、本出展契約 が解約された場合、乙は直ちに一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、第14条第1項に従い自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければなりません。

① 乙による出展が本展示会の開催趣旨に反する恐れがある場合
② 乙が公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある場合
③ 乙が他の出展社に不都合を生じさせる恐れがある場合
④ 乙が本展示会において使用する建物または設備に損害を与える恐れがある場合
⑤ 本出展申込書に虚偽の記載がある場合
⑥ 本出展申込書の記載事項に変更が生じ、当該変更について甲の承諾を得られない場合
⑦ 乙が、本展示会の展示会場において知的財産権を侵害する展示物（模倣品）を展示し、または本展示会に関するか否かにかかわらず知的財産権を侵害する物品の 輸入・販売等の実施をしたもしくはしていた場合
⑧ 乙が第16条第1項または第2項各号に掲げる事項について違反したまたは違反していた場合
⑨ 乙が、本契約条項、出展要綱、もしくはその他甲が別途定める規定に反した場合、または甲の指示に従わない場合
⑩ 第1条第2項に基づき甲が指定する期日までに、乙による所定の金融機関への出展料金の振込が確認されない場合
⑪ 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合
⑫ 乙に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的倒産手続開始の申立てがなされたとき、支払の停止もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、または、乙の重要な資産につき滞納処分による差押え、仮差押え、保全処分、差押え、競売手続の開始その他の強制執行手続きもしくは担保権実行手続が開始されたとき
⑬ 乙の共同出展社が前各号のいずれかに該当する場合
⑭ その他本出展契約を存続させるまたは乙が本展示会に出展することにつき、本展示会の管理、運営上支障がある場合

**第6条(本展示会の会期･会場、開催時間の変更及び中止)**

（1）火災、地震、洪水、風害、悪天候、疫病、爆発、暴動・内乱、テロ行為、その他の事故及び事件、戦争、ストライキ・ロックアウト・ボイコットその他の労働争議、法令、政府・官公庁・地方自治体による命令又は規制、特殊な経済事象・法令改正あるいは政府・官公庁・地方自治体による規制又は命令に基づく人員・輸送手段・必要物資・機材の不足等の不可抗力な事由が生じた場合、本展示会会場からの要請を受けた場合、本展示会の開催状況等を勘案し、本展示会の開催の有無、会期・会場及び開催時間が不適当と判断される場合、その他甲の責めによらない事由により本展示会の開催に支障が生じた場合は、甲は、本展示会の会期・会場及び開催時間を変更し、または開催を中止することがあります。

（2）前項により本展示会の会期・会場及び開催時間が変更された場合、乙はかかる変更を理由として、本出展規約を解約・変更することができません。また、甲は、これにより乙に生じた直接、間接の別を問わずその損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

（3）第1項により開催が中止された場合、甲は、何等の催告なく、本出展契約を解約することができます。甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。なお、甲が第1文に従い解約した場合、既納の出展料金およびその他各種料金のうち、既発生の費用を控除した残額については返還します。

**第7条(乙の個人情報の取り扱い)**

（1）甲は、乙の個人情報を、本展示会の開催にあたって必要な情報のやりとりのために使用できるものとします。

（2）甲は、本展示会および甲が開催する他展示会の広告宣伝のための電子メールおよびその他の広告宣伝物を、乙に対し、送信することができるものとします。

（3）乙は、甲が必要と認めた場合、指定する協力会社および本展示会の取材・特集企画を行う業界紙誌に、甲が、乙の個人情報を提供することに同意するものとします。

**第8 条(甲の管理と免責)**

（1）甲は、本展示会の会期および搬入出期間中、善良なる管理者の注意をもって、本展示会の円滑な運営に努めます。甲が、乙に対し、本展示会に関し、搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求める通知をした場合、乙は、自らの費用で当該必要な措置を即時にとらなければなりません。

（2）甲は、乙が甲の前項の通知に従わない場合、自らの判断により必要な措置をとることができます。この場合、当該措置に係る費用は全て乙の負担とし、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

（3）本展示会の運営に際し、第６条１項で規定する甲の責めに帰さない不可抗力事由によって乙に損害が発生した場合、甲は、直接、間接の別を問わずその損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

（4）甲は、甲が製作した展示会招待券・展示会ホームページ・展示会場案内図、その他のプロモーション用資料等の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に対しての責任は一切負いません。

**第9 条(乙の管理)**

（1）乙は、本展示会の会期および搬入出期間中、自らの責任と費用により出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、甲が別途定める「展示会活用マニュアル」に基づき最善の注意を払い、展示会の円滑な運営に努めなければなりません。甲は、乙の出展物・装飾物等に関する盗難等について責任は一切負いません。

（2）乙は、自らおよびその代理人等の不注意等によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の責任を負わなければなりません。

**第10条 （出展物）**

（1）乙は、甲が「出展社募集のご案内」で定める＜出展物＞に記載された物で、事前に甲の承諾を受けた物のみを展示することができます。

（2）甲は、乙が前項に違反する物を出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。
この場合にかかる費用は乙の負担となります。

（3）前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該出展物の撤去をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担とします。乙は、これについての一切の請求・異議申立て等はできません。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

**第11条(設備使用等に伴う支払義務)**

乙は、本展示会への出展にともない、甲が提供する設備やサービスを必要とする場合には、甲に対し、甲が別途定める「展示会活用マニュアル」により申込み、所定の料金を所定の期日までに支払わなければなりません。オプション料金については、本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

**第12条(装飾施工)**

（1）乙の出展スペース内の装飾施工は、乙が自らの責任と費用において行わなければなりません。その装飾施工については、乙は、甲が別途「展示会活 用マニュアル」に定める装飾規程を遵守しなければなりません。

（2）甲は、乙が前項に違反する装飾施工をした場合、乙に対し、その装飾等の即時改修を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該装飾物を即時改修しなければなりません。
この場合にかかる費用は乙の負担となります。

（3）前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該装飾物の改修をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

**第13 条(立ち入り点検)**

（1）甲またはその代理人は、本展示会の会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで、出展スペー ス内に立ち入り、これを点検し適当な措置をとることができます。ただし、緊急の場合等甲があらかじめ乙に通知することができない場合は、事後の報告でも足りることとします。

（2）前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければなりません。

**第14 条(原状回復)**

（1）乙は本展示会の会期終了後、ただちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、別途「展示会活用 マニュアル」に定める時間までに出展スペースを原状に回復し、甲に返還（以下これらの行為をあわせて「原状回復」という。）しなければなりません。

（2）乙が前項の原状回復をしなかったときは、甲は、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分して、原状回復をすることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。これについて、乙は、甲に対して、一切の請求、異議の申立て等はできません。

（3）本展示会終了と同時に乙が第1項による出展スペースの原状回復をしないときは、乙は甲が別に定める損害金を支払わなければなりません。

（4）乙は、甲に対して、出展スペースの原状回復にあたって、出展物、装飾物その他一切の物件の買取り、移転料その他一切の請求をすることはできません。

**第15 条(禁止事項)**

乙は次の行為をすることができません。万一、乙がかかる行為をした場合、甲は乙に対し展示の中止、装飾の撤去を行います。甲は、これにより生じる費用を乙に請求することができます。

① 出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として供し、譲渡しもしくは貸与しまたは出展社相互間で交換すること。
② 本展示会の会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で、出展物の展示や装飾施工もしくはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場所については、この限りではありません。
③ 他の出展社、来場者および甲に迷惑となる行為を行うこと。
④ 出展スペースを含む本展示会の会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
⑤ 本展示会の会場にて知的財産権を侵害する展示物（模倣品）の展示・販売を行なうこと。
⑥ 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められること。
⑦ 第16条第1項および第2項各号に掲げる事項について違反するおそれが生じる行為をすること。
⑧ 第5条1項各号に該当するおそれを生じさせる行為をすること。
⑨ 本契約条項、出展要綱およびその他甲が別途定める規定において禁止された行為を行うこと。

**第16 条(遵守事項等)**

（1）乙は、本展示会の来場者その他第三者との間で生じたトラブルの一切について、自らの責任と負担において解決しなければならず、甲に対して損害を一切及ぼさないために必要とされる全ての措置を行わなければならないものとします。

（2）乙は、甲に対して、次の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合または違反していることが発覚した場合、乙は、甲に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければなりません。

① 乙が、本展示会における出展社として、(i)展示品等の搬入出、出展および実演等、来場者その他第三者との間の取引等、ならびにこれらの準備等の行為をするために必要な権利を全て有していること、(ii)当該行為により来場者を含むいかなる第三者の権利も侵害しないこと、ならびに(iii) 当該行為が宅地建物取引業法、特定商取引法、その他の法令等に違反しないこと
② 乙もしくはZの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれらに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではないこと。
③ 乙が反社会的勢力等に乙の名義を利用させ、本出展契約を締結するものでないこと。

**第17 条(規定の遵守)**

乙は、本契約条項、出展要綱およびその他甲が別途定める規定を遵守しなければなりません。また、甲は、甲が必要と認める場合には、諸規定を変更することがあります。この場合、乙は変更後の新規定を遵守しなければなりません。

**第18 条(遅延損害金)**

（1）甲および乙は、本契約条項に別途定める場合を除き、本契約条項上の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日（同日を含む。）から当該履行を遅延した債務（以下、本条において「履行遅延債務」という。）の全てを履行した日（同日を含む。）までの期間につき、履行遅延債務の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに、相手方に支払うものとします。

（2）前項の遅延損害金の算出方法は、両端および1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てるものとします。

**第19 条(管轄裁判所)**

甲および乙は、本出展申込書または本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

**第20 条(準拠法)**

本出展申込書および本出展契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとします。

**第21 条(その他)**

本契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「展示会活用マニュアル」等の規定によるものとします。その他の定めのない事項については、甲の判断によるものとします。